適格請求書発行事業者の登録申請書

	′	収:	、 受印	`\\																									[1 /	2]
令和]	年		月	F		(本 主	法 こ こ た	又 人 の 店		君 彦 合)	T ⊗ 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2	(法人)	の場合	— 00 かのみる 区大	公表	されま	:す) 丁目	5番			舌番	号	08	32		54	5	_ (667	8)
						⇒走	絲		リー税		-)	Z			- 0i 区大			丁目	5番		〔電話			08	12		5.4	5		367	Q)
	請							(フ	IJ	ガ ナ	-)		ブ シ †	カイシ	ャ アス	IJ-I	プレ	37		,	电印	白笛	ク	00	02		34	<u> </u>		307	o)
							B	名	又	はっ	名 移					'ス	IJ —	トブ	゚レ゚	ミア	,										
						者		(フ	У.	ガ ナ	-)	=	イウエ	<u></u> ኒታ՝	‡																
J.	広島i	西	税	務署	星長属	L Z			人の				_井_	E 	秀樹																
			. ,,		J • • • · · ·		沒		人	番	号	· 기 1		2	4		0	0		0	1		0		1		6	8		7	9
公表 1 2 な	お請人、	ま者(上	ト。 氏格 1	名のなる	ては名 こい社 ド2の	称 :団等 ほか	を降く	余く。 登録番	印欄) に及たます	あっ び登	ては. 録年.	、本 月日	店又 が公	事発は主き	こたる られま	業者	者登: 務所。	録簿に	に登 f在:	載地			<u>۔</u> اع			玉	税月	· 示		~~-	-ジで
(平成 ※	28 当	年沒 该申	と律 日請	:第15 書は	5号) 、所	第 : 得	5条 税法	終行事 の規 等の に提	定に 一部	よる を改	。 改 正 "	正後 する	の注法律	肖費	税剂	法第	57条	€ Ø	2	第 2	2 項	(D)	規算	定り	こよ	り	申請	il.	ます	•
									判定 <i>は</i> 10月							5 場	·合[は令え	和 5	年	6)	∄ 30	日 ()	ま~	でに	. <u>.</u>	の申	請	書を	提出
								この	申請書	を提	出す	る時	点に:	おい	て、i	該当	する	事業	を者 の	の区	分に	応	じ、		こレ	/印	を付	して	くだ	さい	١,
事	業		者		X	5.	}					\bigvee	課	税事	業者	台						5	色形	も事	業	者					
							*		乗「登 者の確																			には	: 、 <i>炒</i>	葉	「免税
令判合こなが 和定はのかあ	に分和申請書	り5をと	!税 ■ 6 〕 提 に :	事業 月30 する つき	者と 日) ること 困難	なまがな事情	易こき青																								
税	理		士		署	名		税理:	土法 <i>人</i> !士	\ [長谷川	川会記	計							(電話	舌番	叧	90	32		27	' 2	_	586	8)
※	整理							羽門		I I	ョ請	年月	月日			4	年	月		日	通		信		月	f		印	確		
税務署	番兒		加	班				§号 —— 月	<u> </u> 目	番	:号				身元	. [· □ 済			確認 書類	個人その			年-ド/		カー	· ド・	運転免	認 許証		
処理欄	登 :				T ₁	<u>'</u>				確	認	<u> </u>			確認	· [] 未	·済													

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

			氏名又は	名称	株式	会社	アフ	ベリー	トプレ	ミア				
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。													
免	□ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号)附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。													
税	│ ※ 登録開始日から納税義 │ <u></u>	務の鬼除り	7規正の週	用を気	きり な	V 1 C	- E E	こなり) よす	0				
事	個 人 番 号													
業	事生年月日(個				法人	事	業年	三 度	自	月	月			
 者	* 人) 又は設立 内 年月日(法人)	年	月	日	のみ				至	月	目			
14	容				記載	資	本	金			円			
の	等事業内容					am.	T).				h 1			
確	課税期間の初日 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日 □ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の までの間のいずれかの日													
認	規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け ようとする事業者 令和 年 月 日													
登	課税事業者です。													
録	※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ													
要	の確認」 懶のいすれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。													
件	消費税法に違反して罰金以上の別			ありま1	さん。			V	はい		いいえ			
の確	(「いいえ」の場合は、次の質問に	も合え(く):												
認	- その執行を終わり、又は執行を受 - います。 -	けることがフ	なくなったE	ヨから 2	年を経	経過し	て		はい		いいえ			
参														
考														
事														
TÆ														
項														